

借換保証（SN保証・一般保証・条件変更改善型）

複数融資の一本化や返済負担の軽減を希望される方に

（ア）経営安定関連保証による借換

対象者	次の要件を満たす中小企業者 ①保証申込時点において、保証付融資の残高があること ②適切な事業計画を有していること ③市町村長が発行した特定中小企業者認定書を有していること				
保証限度額	2億8,000万円以内（組合の場合は4億8,000万円以内） ただし、セーフティネット6号の場合は3億8,000万円				
保証割合	1号～4号・6号 100%（責任共有対象外） 5号・7号・8号 80%（責任共有対象）				
保証料率	年0.70% <table border="1"><tr><td>会計参与設置会社による割引</td><td>○</td><td>有担保割引</td><td>×</td></tr></table>	会計参与設置会社による割引	○	有担保割引	×
会計参与設置会社による割引	○	有担保割引	×		
資金用途	信用保証付の既往融資金の返済資金のほか、事業計画に応じて当該返済資金以外の事業資金				
保証期間	10年以内（据置期間1年以内を含む）				
返済方法	原則として均等分割返済				
貸付形式	証書貸付				
担保	原則として、本制度の利用により返済する保証付融資の保証条件と比べて中小企業者に不利にならない保証条件によるものとします。				
連帯保証人					

（イ）一般保証による借換

申込人資格要件、保証限度額、資金用途その他の保証条件に関しては、それぞれご利用いただく保証の条件によります。

(ウ) 条件変更改善型借換保証制度による借換

返済条件の緩和を行っているが、経営改善が見込まれる方に

対象者	次の要件を満たす中小企業者 ①保証申込時点において、保証付融資の残高があること ②①の保証付融資の全部または一部について返済条件の緩和をおこなっていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと
保証限度額	2億8,000万円以内（組合の場合は4億8,000万円）
保証割合	80%（責任共有対象）
保証料率	信用保証協会所定の料率
資金用途	信用保証付の既往融資金の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて、当該返済資金に加え、新規融資も含める
保証期間	15年（据置期間1年以内を含む） ただし、当該返済資金以外の新規融資を含む場合は、据置期間2年以内
返済方法	原則として均等分割返済
貸付形式	証書貸付
貸付利率	金融機関所定の利率
担保 連帯保証人	原則として、本制度の利用により返済する保証付融資の保証条件と比べて中小企業者に不利にならない保証条件によるものとする ただし、返済資金以外の新規融資を含めて保証を行う場合は、通常の借入に対する保証と同様に扱う
添付書類	①状況説明書 ②事業計画書（注1） ③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面
金融機関の 責務及び 報告	①中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けること ②認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うこと（注2） ③原則として年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告すること ④中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うこと

(注1) 事業計画は、以下の内容を満たすものまたは含むものとする

- ①計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする
- ②申込人の経営に係る現況・課題と、課題を踏まえた改善策
- ③計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

(注2) 金融機関が認定経営革新等支援機関である場合の取扱い

認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができる

◇借換の可否について

借換対象		借換保証（今回保証）	可否
責任共有対象（80%）	⇒	責任共有対象（80%）	○
責任共有対象（80%）	⇒	責任共有対象外（100%）	×
責任共有対象外（100%）	⇒	責任共有対象（80%）	○

◇イメージ図

